

## 使用料・手数料算定の基本方針【概要版】

### 第1 はじめに（目的）

合併後、施設の老朽化等により維持管理経費が増嵩しており、普通交付税が令和3年度から一本算定となるなど、財政状況も厳しくなると予想される。そこで、自主財源の確保及び、使用料・手数料の「受益者負担の公平性」、「算定方法の明確化」、「減免対象の明確化」を目的に、「使用料・手数料算定の基本方針」を策定する。

### 第2 見直しについての基本的事項

- (1) 受益者負担の公平性（受益者負担の原則）
- (2) 算定方法の明確化（使用料・手数料算定の透明性の確保）
- (3) 減免対象の明確化（減額・免除の考え方の明確化）
- (4) コスト削減に向けた内部努力
- (5) 定期的な見直し ※概ね10年を目途に

### 第3 見直しの対象となる使用料・手数料

- ・原則として、朝来市の条例などの例規に定められているもの。
- ・使用料を設定していなかったものについても、改めて徴収の可否を検討する。

### 第4 見直しの対象外とする使用料・手数料

- (ア) 公営企業会計（上水道、下水道など）に属するもの及びこれに準ずるもの。
- (イ) 法令等の規定により負担額の基準が定められているもの。
- (ウ) 近隣自治体等と共同で統一した算定方法が定められているもの。
- (エ) 法令等により使用料・手数料を徴収することができないもの。
- (オ) その他、基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの。

### 第5 使用料・手数料の見直し方針

- (1) 算定方法
  - 使用料 = 原価 × 受益者負担割合（×特別割合）
  - 手数料 = 原価
- (2) 原価算定の基本的な考え方

#### 【原価算定対象経費】

費用区分	内 容
人件費	※人件費＝所要時間×基準時間単価（職員については平均単価）
その他経費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等、通信運搬費、手数料、保険料等、施設管理に伴う委託料、土地賃借料、リース料等） 備品購入費（施設の維持管理等に伴う備品：減価償却するものを除く。） その他（施設の維持管理等に必要で利用者の負担とすべきもの。）
施設の建設等に要した費用	施設の減価償却額（固定資産台帳に記載の額とする。）

※ 災害等、臨時的に発生した経費は除く。

#### 【原価算定対象外経費】

・用地の取得に要した費用：年数の経過により資産価値が減少せず、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、使用料の原価には含めない。

## 第6 利用者（受益者）負担割合

- ・使用料は、施設が提供する公的サービスの性質及び、市が関与すべき割合を考慮した上で、利用者の負担割合を設定していく。ただし、特別な理由がある場合については利用者区分別に応じて負担割合の設定を行う。
- ・手数料は、特定の事務に要する対価として徴収するものであることから、利用者の負担割合は100%を原則とする。

### (1) 施設の性質別分類の設定

区 分	サービス種別
公共性 (縦軸) サービスの性質による区分	A 民間では提供が難しいサービス (公共的)
	B 両者の中間
	C 民間が提供しているサービス (民間的)
必需性 (横軸) 利用者による区分	I 日常生活を送る上で必ず必要とするサービス (必需的)
	II 両者の中間
	III 個人の価値観に応じて選択するサービス (選択的)

### (2) 利用者負担割合の設定

公共性	A 公共的	50%	25%	0%
	B 両者の中間	75%	50%	25%
	C 民間的	100%	75%	50%
		III 選択的	II 両者の中間	I 必需的
		必需性		

## 第7 使用料・手数料の算定について

### (1) 使用料の算定式

施設の使用料は、2通りの方法で算定する。

- ① 1人当たりの原価から使用料を算定する方法 (個人利用：観光施設等)
- ② 1室当たりの原価から使用料を算定する方法 (貸室等：会議室、ホール等)

### (2) 手数料の算定式

- ① 1件当たりの手数料 = 1件当たりの人件費 + 1件当たりのその他経費

※原則、100%利用者負担として算定する。

## 第8 その他

- (1) 激変緩和…著しく上昇しないよう調整 (※変更前の1.5倍を限度額)
- (2) 定期的な見直し…施設の維持管理等の経費や市民ニーズ等を踏まえて、10年を目途に見直しを検討する。
- (3) 減額・免除の取扱い…政策的で特例的な措置であり、その取扱いを再点検し、基準を明確化していく。
- (4) 市外利用者の取扱い…  
受益と負担の公平性、朝来市民優先の観点から、市外の利用者・団体利用の場合の使用料を設定する際は、利用者区分別の負担割合を適用する必要性を十分に検討する。
- (5) 類似施設の施設間の使用料調整
- (6) 使用料と利用料の使い分けについて  
市が直接管理する施設については「使用料」、指定管理者に管理させている施設については「利用料」とする。